

都市自治体における 地域コミュニティ政策の今後

山梨学院大学法学部特任教授 日高 昭夫

都市自治体における地域コミュニティ政策の今後を展望する場合、どのような都市内分権の制度を設計するにせよ、全国に遍在する町内会自治会をいかに位置づけるべきか、という論点は避けることができない。本稿では、多くの自治体において地域協働の重要な役割を今後も町内会自治会が担うという前提に立ち、それを支援するための地域コミュニティ政策のあり方を論ずる。そこで、町内会自治会の加入率や組織運営上の現状と課題を踏まえて、4つの政策の方向を検討する。第1に、町内会自治会の多様化に対応した支援事業の展開である。第2に、地域協働の場となる「地域コミュニティ」の領域の広域化を支援する事業の展開である。第3に、町内会自治会以外の地域協働の担い手の多様化を支援する事業の展開である。そして第4に、以上の支援事業を統合化した都市内分権体制の整備政策である。各自治体の実情に即した地域協働の実績を積み上げていく地道な地域コミュニティ政策の取り組みが必要であることを指摘し、まとめとする。

1 はじめに

都市自治体における地域コミュニティ政策には、大別すると都市内分権の系統と地域協働の系統がある。本稿では、主として後者の地域協働論の文脈において、地域コミュニティ政策を論ずることとする。

明治維新を契機とする近代以降、わが国の基礎的自治体においては、地域コミュニティとの間で資源の動員と交換、包摂と参加、統治と自治といった複合的な相互依存関係が形成されてきた。こうした地域コミュニティとの相互依存関係を「地域協働体制」とよぶな

らば、その体制の中核を担ってきたのは、伝統的には町内会自治会である。それは、町内会自治会というシステムが、個別レベルで見れば、狭域の地縁社会において近隣関係を基礎とした全世帯を構成員とする建前で独占的に組織されている任意の住民自治組織であるがゆえに、当該地域社会内のあらゆる社会機能を引き受ける役割を果たしやすくと同時に、総体レベルで見れば、全国ほぼすべての基礎的自治体の行政区域内にそれらが重複なく網羅的に組織されているがゆえに、当該自治体の特に行政機能の一部を補完あるいは分

担する、いわば非公式の地方自治システムの一環を構成してきたからである¹。

そのため、都市自治体における地域コミュニティ政策を検討する際にも、どのような都市内分権の制度を設計するにせよ、地域協働体制の中核を担ってきた町内会自治会をいかに位置づけるべきか、という論点が避けることのできない課題となる。

2 都市自治体と町内会自治会との関係の現状と課題

まずは、町内会自治会の現状の確認作業から始めよう。

データはやや古いですが、2008（平成20）年11月に筆者が全国市区町村の町内会自治会担当課あてに実施した「基礎自治体と自治会・町内会等との関係に関する全国自治体調査」（以下、2008年調査という）を参照する。2008年11月1日現在の全市区町村1805団体のうち、有効回収数は1139団体、有効回収率63.1%である。回収数（率）の内訳は、市区590団体（73.2%）、町村549団体（55.0%）であった²。

まず、町内会自治会の世帯加入率についてみると、それを数値で回答した自治体557団体の平均が81.0%、うち人口5万人以上の都市自治体全体では平均70%台であった。「全世帯加入制」という建前の下で、平均加入率

が都市自治体でも70%台というのは、改めて驚くべき高い数値であるといえるが、その一方で、都市化や少子高齢化に伴い、全国的に加入率が下落傾向にあることも、各種の調査結果で裏づけられている³。

自治会加入率をめぐるもう一つの特徴は、同程度の人口規模の自治体グループ内でもその差が非常に大きいという点である。2008年調査で、都市自治体における加入率の最大値と最小値をみると、5万人以上100% - 37.2%、10万人以上96.8% - 38.0%、20万人以上97.0% - 51.0%、30万人以上97.3% - 22.9%、60万人以上96.3% - 59.9%、となり、同一規模内でも自治体による差が著しいことが確認できる。これらの団体のうち、加入率が50%未満で、その比率の低い順に15市区を抽出すると、表1の通りである。このうちの10市区が東京都にあり、うち9市が多摩地域にある。沖縄や福岡、埼玉の一部にもみられるものの、主として大都市東京、それも多摩地域の都市自治体に集中している⁴。東京多摩地域に、自治会加入率の低い自治体が集中しているのはなぜか。多摩地域の都市の町内会自治会の姿は、日本全体の将来の姿を映す鏡なのか、それとも地域特有の要因によるものなのか。本稿ではその準備はないが、その解明も必要な共通課題と考え、あえて問題提起することとした。関係者には

1 町内会自治会の定義については、日高昭夫『基礎的自治体と町内会自治会—「行政協力制度」の歴史・現状・行方』春風社2018年第1章を参照。

2 2008年調査の概要については、同上日高第2章および第3章を参照。

3 日本都市センターの2000年調査および2013年調査を参照。加入率が6割台以下の市区が、2000年調査では6.5%程度だったものが、2013年調査では32%近くに増大している。特に、5割以下が、それぞれ2.1%から5.8%に増加している。釦持麻衣「自治会加入促進条例の法的考察」都市とガバナンス Vol.26、138頁図2参照。

4 さらに、2008年調査で、加入率50%以上60%未満の17市区についてみても、10市区が東京都にあり、うち8市が多摩地域の自治体である。東京多摩地域の都市自治体の自治会加入率が低いことは、公益財団法人東京市町村自治調査会『住民がつくる自立した地域コミュニティの形成に関する調査研究報告書』2016年3月でも確認できる。

その趣旨をご理解願いたい。

以上、都市自治体でも加入率の全国平均は70%台であり依然高い水準を維持していること、ただし、都市間で大きな差があること、同時に、経年変化でみると概して低下傾向にあり、しかも加入率が特に低い都市のその後の推移をみると、必ずしも下げ止まりの「底」が見えないこと、などが確認できる。

次に、町内会自治体が抱える問題に目をむけよう。2008年調査で、担当課の自治体職員が問題と認識している項目を、比率の高い順に5つまで抜き出すと、表2のとおりである。これも、各種の調査結果と同様、転入者の未（非）加入問題を筆頭に、役員のなり手不足・高齢化・固定化といった役員問題、不参加やマンネリ化といった活動問題が、各自自治体の町内会自治体に共通する問題と認識されていることがわかる。しかも、特に未（非）加入問題と役員問題は、町村部を含む基礎的自治体全体の傾向にくらべて、とりわけ規模の大きな都市においてより顕著な問題である

ことも確認できる。

総合的にみると、今日の町内会自治会は、依然として高い加入率を誇る自治体が多いとはいえ、おしなべて長期的な加入率低下問題やメンバーシップ問題、役員等の組織運営問題などの構造的問題を共有していることがわかる。

他方、基礎的自治体と町内会自治体との関係について、ここでは、自治体が町内会自治体に対して依頼している行政協力業務に着目してみよう。

表3は、基礎的自治体が町内会自治体に依頼している行政協力業務のうち、過半数の自治体が実施していると回答した項目を、都市自治体の回答比率の大きい順に並べ替えたものである。この表では、町村を含む基礎的自治体全体の合計（全体合計という）と5万人以上の都市自治体の合計（都市合計という）とが比較できるように再集計してある。全体合計と比較した都市合計の特徴を拾い出すと、次のようにいえる。

表1 自治会加入率の低い都市一覧

都市名	調査時自治会加入率 (%)	直近の加入率 (%)	年
那覇市	22.9	18.5	H28
宜野湾市	37.2	28	H28
武蔵村山市	38	30.6	H28
沖縄市	38		
大牟田市	38.5		
東大和市	38.9	34	H28
三鷹市	39.8		
清瀬市	41.2	39.8	H25
東久留米市	41.5	40.3	H22
国分寺市	42	38	H29
狛江市	43.5		
福生市	45.7	36.5	H30
新宿区	46.5		
和光市	48	41.48	H29
羽村市	48	39.0	H27

(注) 2008年調査による。直近の加入率とその年は、各市区のHP上で確認できたものを記載し、確認できなかったものはブランクとした。

表2 町内会自治体が抱える問題（上位5項目）
（上段：団体数／下段：%）

	合計	新規転入してきた住民が加入しない	役員のなり手不足	役員の高齢化や固定化	活動に全く参加しない	活動がマンネリ化
全体	1116	780	745	609	403	319
	100.0	69.9	66.8	54.6	36.1	28.6
5万人以上の都市自治体合計	410	357	333	259	160	122
	100.0	87.1	81.2	63.2	39.0	29.8
60万人以上	18	17	17	17	5	5
	100.0	94.4	94.4	94.4	27.8	27.8
30万人以上	52	46	48	41	31	18
	100.0	88.5	92.3	78.8	59.6	34.6
20万人以上	33	32	28	26	12	11
	100.0	97.0	84.8	78.8	36.4	33.3
10万人以上	119	107	99	75	43	38
	100.0	89.9	83.2	63.0	36.1	31.9
5万人以上	188	155	141	100	69	50
	100.0	82.4	75.0	53.2	36.7	26.6

(注) 2008年調査による。

表3 都市自治体の町内会自治会への行政協力業務（50%以上の自治体に該当する項目のみ）

	合計	非定期・緊急の配布、回覧、掲示	寄付金・募金集め	美化清掃、環境整備	地区要望の取次ぎ	委員の推薦や選出	定期広報物の配布、回覧、掲示	ごみの分別や資源回収	防犯灯、カーブミラー、集会所	防災訓練や防災マップの作成	防犯活動	緊急連絡網や緊急告知
全体	1116	901	919	845	925	630	938	659	712	590	521	627
	100.0	80.7	82.3	75.7	82.9	56.5	84.1	59.1	63.8	52.9	46.7	56.2
5万人以上の自治体の合計	410	353	343	327	318	304	299	294	282	276	272	229
	100.0	86.1	83.7	79.8	77.6	74.1	72.9	71.7	68.8	67.3	66.3	55.9
60万人以上	18	17	14	14	8	15	10	13	10	13	12	6
	100.0	94.4	77.8	77.8	44.4	83.3	55.6	72.2	55.6	72.2	66.7	33.3
30万人以上	52	45	46	38	36	44	33	39	37	38	40	27
	100.0	86.5	88.5	73.1	69.2	84.6	63.5	75.0	71.2	73.1	76.9	51.9
20万人以上	33	31	26	23	26	27	22	23	24	20	21	18
	100.0	93.9	78.8	69.7	78.8	81.8	66.7	69.7	72.7	60.6	63.6	54.5
10万人以上	119	103	98	105	95	93	88	97	87	84	81	72
	100.0	86.6	82.4	88.2	79.8	78.2	73.9	81.5	73.1	70.6	68.1	60.5
5万人以上	188	157	159	147	153	125	146	122	124	121	118	106
	100.0	83.5	84.6	78.2	81.4	66.5	77.7	64.9	66.0	64.4	62.8	56.4

（注）2008年調査による。

まず「行政とのパイプ役」ともいうべき項目のうち、行政情報の住民伝達機能についてみると、「定期広報物の配布、回覧、掲示」は、全体合計ではトップの84%であるが、都市合計では73%程度である。特に、20万人以上の大規模都市では、規模が増すほど比率が低くなる。規模の大きな都市ほど新聞折り込みやポスティングなどに代替される傾向がうかがえる。一方、「非定期または緊急の配布、回覧、掲示」では、むしろ都市合計で86%を超え、トップに位置している。行政情報の住民伝達機能といっても、計画的定期的に発行される広報誌等の配布は、町内会自治会を介する以外の方法を含めた多様化が進行しつつあるものの、行政各部署による非定期または緊急の行政情報の伝達は、掲示板や回覧板などを介して、むしろ大規模な都市ほど町内会自治会に依存する傾向がうかがえる。

次に、行政委嘱委員等の地域人材のリクルートや募金・寄付金等の地域財源の調達の仲介機能についてみると、「委員の推薦や選出」については、全体合計56%、都市合計74%

となり、都市自治体で、しかも大規模な都市ほど、町内会自治会への依存が高い。「寄付金・募金集め」は、全体合計、都市合計ともに83%前後で、規模に関係なく非常に高い。

さらに、地域住民の行政への要望の仲介伝達機能については、「地区要望の取次ぎ」が、全体合計83%、都市合計78%で、都市自治体のほうがやや低い。ただし、30万人以上で69%、60万人以上では44%と、大規模都市では、インフラの整備水準や広聴機能の多様化を反映してか、特に低い。

以上のように、都市自治体における「行政とのパイプ役」としての町内会自治会の役割は、定期広報誌の住民への配布のような定期的反復的な業務や大都市における住民要望の行政伝達のような住民参加機能の一部において低下傾向にある一方、非定期・臨時の行政情報の住民伝達や地域における人材や財源の調達の仲介機能などについては、むしろ都市自治体ほど大きいといえる。

こうした「行政とのパイプ役」としての機能は、実態としては、町内会自治会の会長を

はじめとした役員を中心に実行されており、役員の負担の大きさと表裏一体の関係にある。前掲の表2において、規模の大きな都市ほど、役員のなり手が不足し、そのため役員の固定化と高齢化が進行し、それが町内会自治会の組織運営を危機的にさせている可能性のあることを示したが、そのことは「行政とのパイプ役」のあり方に大きな原因の一つがあることを示唆してあまりある。

では、地域住民の幅広い協力が必要な「公共的サービスの提供ないし協働」に関連する項目ではどうだろうか。

「河川、水路、公園、道路などの美化清掃、カラスなどの被害防止や害虫駆除などの環境整備」は、全体合計でも75%を超えているが、都市合計では80%近い。これらは、住環境維持のための住民独自の活動（共益活動）という側面と、不特定多数の住民にその便益が波及する公共的サービスの提供という側面の両面がある。「防犯灯、カーブミラー、集会所などの設置管理」（全体合計64%—都市合計69%、以下同様に表記）にも同じ様な側面がある。

廃棄物対策や防災、防犯などの、より公共性の高いサービスについては、「家庭ごみの分別や資源物回収リサイクル」（59%—72%）、「地区の防災訓練や防災マップの作成、災害弱者の救護体制の整備などの防災対策」（53%—67%）、「地区防犯マップの作成や児童生徒の登下校時の防犯パトロール等の防犯活動」（47%—66%）のように、都市自治体ほど町内会自治会との協力・協働の割合が高いという傾向が顕著にみられる。

以上から、次のような現状が浮き彫りにな

る。

まず、都市自治体においても、町内会自治会の存在感は依然として大きい。それは加入率の平均で7割台を維持し、地域住民を代表する任意の住民自治組織として他に類例がないからである。しかし、長期的には加入率の下落傾向が続いている。東京多摩地域などの都市群にみられるように5割を割り込んでなお下げ止まらないケースもある。町内会自治会の運営の実態をみても、「全世帯加入制」をさらに脅かす未（非）加入者の増加などのメンバーシップ問題、組織運営に支障をきたしかねない役員問題や活動の不参加・不活発問題など、将来の町内会自治会の存続に影響しかねない諸問題が顕在化しつつある。

都市自治体が町内会自治会に求める行政協力のあり方をみると、町内会自治会の会長や役員を「行政のパイプ役」として位置づける仕組みが広く採用されている一方で、町内会自治会の会員を幅広く地域公共サービスの担い手と期待する協働事業のウエイトもかなり大きくなっている。

町内会自治会の実情と都市自治体の期待とは、必ずしもかみ合っていない現状があるといえる。

3 都市自治体における地域コミュニティ政策の今後

以上のような地域協働の実情を踏まえて、都市自治体は今後どのような地域協働体制を想定して、いかなる地域コミュニティ政策を展開していけばよいのだろうか。各自治体の実情に応じて、次の4つの可能性を検討する必要がある。

第1に、町内会自治会の多様化に対応した支援事業の展開である。

第2に、地域協働の場となる「地域コミュニティ」の範囲の広域化を支援する事業の展開である。

第3に、町内会自治会以外の地域協働の担い手の多様化を支援する事業の展開である。

第4に、以上の支援事業を統合化した都市内分権体制の整備政策である。

以下、順次説明する。

(1) 町内会自治会の多様化に対応した支援事業

一口に町内会自治会といっても、その実態は多様である。地域住民の親睦を中心としたものから、地方自治体顔負けの「近隣政府」といっても不思議ではないほどの体制や活動量をもったものまで、幅広い。それを十把一絡げに扱うことは、だんだん難しくなっている。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえるならば、地域コミュニティの機能の中核は、住民間の信頼の醸成である。近隣関係を基礎に日常のあいさつと適度な距離感の親睦関係が維持できていることが、その必要条件だろう。そもそも町内会自治会の原点は、「そこに住むということだけをメンバーシップの要件とする」ものである。この観点からみれば、「いざ」という時に互いに助け合える、いわば「社会保険」としての関係が構

築できていればよい。たとえば、加入率が5割を切り、下げ止まらない状況にある都市自治体では、こうした「社会保険」としてのミニマム機能の維持を支援するコミュニティ政策が主流となってもよいだろう。

もちろん、一部の都市自治体で試みられているような町内会自治会への加入促進の条例制定⁵などの方策も有効な手段であることは確かだが、未加入者が加入に二の足を踏むような敷居の高い町内会自治会の実態を改善し、加入しやすい仕組みを支援する事業にも本腰をいれるべきだろう。たとえば、自治会費の学割制やメール会員制などのメンバーシップの多様化などもその一案であろう。

他方、活動量の大きな町内会自治会や地域課題解決の成功例をもつ町内会自治会については、その運営のノウハウや成功の要因などの情報を共有し普及促進する方策を自治体が積極的に推進すべきだろう。自治体区域内の町内会自治会の平均加入率が5割を切るような都市においても、加入率が9割を超える実績を上げ、きめ細かな住民間の親睦行事を多数展開し、地域防犯パトロール、空き家・空き地を活用した出会いの場の創設、認知症カフェの開設、コミュニティバスの運営など、地域住民のニーズに応える独自の事業を次々に成功させているような町内会自治会も存在している⁶。都市自治体の役割は、こうした住民活動の実態に即して、その成功の要因や課題を分析し、それを広く住民間で共有でき

5 市区における町内会自治会の加入促進条例（2016年7月時点）をめぐる現状と論点については、釧持麻衣前掲論文が詳しい。その後も、たとえば、2019年4月施行の豊島区町会活動の活性化の推進に関する条例など制定の動向が続いている。

6 たとえば、東京都東久留米市の氷川台自治会の事例について、公益財団法人あしたの日本を創る協会『まちむら』144号2018年12月号を参照。同様に、孤独死対策で大きな成果を挙げた東京都立川市の大山団地の事例について、佐藤良子『命を守る東京都立川市の自治会』廣済堂新書2012年を参照。

るようにすることであろう。地域協働のコーディネータとしての自治体職員の役割は、こうした現場発の政策課題を解明し、その共有を図ることにこそ、その醍醐味があるからである。

同時に、「行政とのパイプ役」として町内会自治会の会長・役員らに依頼している行政事務の補助的業務については、その実態に即して、抜本的に見直し・改善が必要であろう。こうした依頼業務の中には、自治体行政内部での未調整や調整不足によるもの、その必要性や緊要性を十分に吟味しないまま前例踏襲や慣例により実施されているもの、ICTその他のより効果的な手段を用いて代替可能なもの、など主として行政側の責任で改善可能なものが少なくない。

しかし、その一方で、行政の守備範囲と地域の自治的対応とが複雑に交錯するような、役重眞喜子が「境界領域マネジメント」⁷とよんでいる地域課題について、自治体行政と町内会自治会（会長、役員）との間での双方向コミュニケーション回路（インターフェイス）を緻密化することも必要である。「地域的公共サービス」をめぐる町内会自治会との協働を推し進め、効果あるものにするためには、こうしたインターフェイスの再構築は不可欠であろう。「行政とのパイプ役」そのものの否定というよりも、その刷新が必要なのである。そのためには、自治体職員が地域のコーディネータとして、地域住民と向き合う姿勢と協働型行政体制の再構築が不可欠とな

る。

（2）「地域コミュニティ」の範囲の広域化を支援する事業

都市内分権との関連は（4）で述べるので、ここでは、町内会自治会連合会と都市自治体に期待される新たな役割について触れておきたい。加入促進や組織運営など町内会自治会が抱える諸問題への対応を、各単位組織の「自主性」や「自己責任」として、自治体の地域コミュニティ政策の対象外とすることは、いまや無責任とのそしりを免れないだろう。そこで連合会と連携した支援策を充実することが必要であろう。近年では、多くの自治体において連合会との間で連携基本協定を結ぶケースが増えている。その下で、様々な連携事業が行われるようになってきている。

たとえば、町内会自治会連合会のホームページ作成への行政支援などはその好例であろう。ただ、いくつかの連合会HPを検討した経験でいえば、そのターゲットや目的が必ずしも明確とはいえないHPも少なくない。誰が何のために閲覧し利用するのか、その肝心な点が見えにくいのである。こうした点での支援こそ、専門家の知見と現場の課題を連結して課題解決に臨むべき、政策形成に習熟した自治体職員の出番だろう。その中で筆者が秀逸なHPだと思ったのは、相模原市自治会連合会のホームページである⁸。自治会未加入者（若者世代）をターゲットにしほり利用のしやすさが工夫されている、相模原市で

7 役重眞喜子『自治体行政と地域コミュニティの関係性の変容と再構築——「平成大合併」は地域に何をもたらしたか』東信堂 2019年参照。

は、自治会への加入を促進するための様々な企画立案を行う“中核”となる組織として、2013（平成25）年度に自治会加入促進協議会が発足し、市自治連・不動産団体・青年会議所・市立小中学校PTA・大学コンソーシアム・市の連携により、2016（平成28）年2月から現在のHPに改修されたという。

（3）地域協働の担い手の多様化を支援する事業

地域課題が多様化し、かつ、町内会自治会の加入率や活動量が減退傾向にあるなかで、地域協働の担い手の多様化を支援することも、都市自治体に課せられた地域コミュニティ政策の重要な課題である。その地域の特性や担い手の状況により、一概にはいえないが、一般的にはボランティアやNPO、大学・教育研究機関、民間事業者など多様な担い手や協働相手が考えられる。ここでは、2つの例を紹介したい。

1つは、特に自治会加入率の低下が深刻化している都市自治体を中心に広まりつつあるのが、地域内の民間事業者の協力・協賛を得て、宿泊・レジャー施設、葬祭施設、飲食店、食料品店や日常雑貨店、理容店、自転車・バ

イク・自家用車販売店、自動車整備店などを利用する町内会自治会会員に対して優待券を配布する事業である⁹。企業・事業者の協賛により町内会自治会のメンバーシップに経済的インセンティブを導入する試みとして注目される。

もう1つは、ネットワーク型NPOの活動である。一般に、町内会自治会とNPOとは、あまり相性がよくないとの観察がある。組織の目的やメンバーシップ、行動原理などに少なからず差異があるからである。そうした中で、ここに紹介する東京都文京区のNPO法人街ing本郷は異彩を放っているように思える¹⁰。自治体、自治会、商店街、PTA、消防団、医療・福祉関係、趣味サークル、スポーツ団体、大学などの「既存の組織を活かしつつ、様々な活動に対して連携を図りながら、人材及び知恵などを協力し、バックアップするNPO法人」として、3つの町会区域をまたぐ本郷という街全体の活性化を図る取り組みを行っている。孤立しがちな商店街を横につなぐ「本郷百貨店」、家に空き部屋を持つシニアと大学の近くに住みたい学生が共生する「ひとつ屋根の下プロジェクト」、地域と関わりながら暮らす学生のライフスタイルを支援

8 このHP (<https://www.sagamihara-jichiren.jp/>) のトップには、「あなたの住まいの自治会はどこ？」というリンクがあり、住まいの住所を入力すると、そこを管轄する自治会の会長名と連絡先が表示される。また、「お得で便利な、自治会メール会員」というリンクには、正式な会員でなくとも登録でメール会員となれ、各種の行事等の情報を受信できる仕組みが組み込まれている。こうした緩やかな仕組みは正規の会員予備軍を拡大する非常に優れた事例だろう。2019年8月6日にアクセスして変更のないことを再確認。ちなみに、相模原市の自治会加入率は2015年時点で55.8%であり、これは政令指定市の中で最低だという。澤田道夫「地縁組織の加入率と活性化に関する一考察」熊本大学『アドミニストレーション』24巻2号2018年の図表6政令指定都市20市の自治会加入率の推移を参照。

9 たとえば、2014年12月より開始された、東京都青梅市自治会連合会の「すまいるカード」事業 (<http://www.ome-rengou.jp/cmsfiles/contents/0000003/3897/smile2019.pdf>) は、2019年4月1日のリニューアル版を見るかぎり、協賛企業・商店等もかなり充実したものとなっている。これは、地区連をはじめとした連合会の役員によるなみなみならぬ努力の結晶である。新規加入促進の手段としても有効だと思われるが、退会者を減らす効果も上がりつつあるという。

10 これについては、前掲『まちむら』144号2018年12月号を参照。また、同NPO法人のホームページ <http://m-hongo.com/> を参照されたい。

する「書生生活」など、個々の組織だけでは限界がある地域課題をNPO法人が横串でつなぐことによって街の活性化を図るユニークなプロジェクトを次々に企画し実行している。街ing本郷は、2010（平成22）年に設立して10年近くの実績がある。その成功の重要な要因の1つだと思われる点は、このNPO法人の代表理事を含む理事が、所属する地域の町会や商店会の会員であることである。当該地域コミュニティのことを熟知する構成メンバーが、当事者として個々の既存組織の限界を痛感し、それを横につなぐネットワーク型の新たな仕組みの必要（マッチング）を痛感していたということである。町内会自治会を含む地域コミュニティとNPOとの連携について、多くの推奨が語られる割に成功例が多くない原因の1つは、地域コミュニティ活動の当事者性にあるのではないかとこの観点から、地域コミュニティ政策におけるNPOとの連携のあり方を検討し直して見る必要があるはしないだろうか。

（4）都市内分権体制の整備

「地域コミュニティ」の範疇を再定義し、それを小学校区や中学校区などに広域化、重層化する施策も、多くの都市自治体で取り組まれている。町内会自治会の単位組織を合併せずに、その連合組織によって広域化、重層化を図る方策は、明治、昭和、平成の市町村大合併のたびに採用されてきた伝統的な手法である。現代的な特徴は、平成の大合併を経験しなかった都市自治体を含めて、都市内分権の意図を含んだ住民協議会型の組織構築の試行が行われる傾向にあることだろう¹¹。ただ、町内会自治会の連合会・地区連などの組織がその中心的な役割を果たしているケースが多いのが実態である。こうした制度試行が成功裏に都市自治体に広く普及していくためにも、上記の（1）～（3）で示したような地域協働の実績を積み上げていく地道な地域コミュニティ政策の取り組みが必要であろう。

11 日本都市センターの2015年調査によれば、「協議会型住民自治組織」は都市自治体の6割近くに設置されている。日本都市センター『都市内分権の未来を創る——全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察』2016年3月資料編1を参照。